

明日香村外部公益通報の処理に関する要綱

要綱第 20 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、明日香村が処分又は勧告等をする権限を有する通報対象事実について、外部の労働者等から行われる公益通報を適切に受け付け、調査及び是正措置等を行うために必要な事項を定め、もって法令遵守の確保及び村政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

(外部公益通報受付窓口の設置)

第 3 条 村長は、外部の労働者等からの公益通報を受け付けるため、外部公益通報受付窓口（以下「外部窓口」という。）を設置する。

2 外部窓口は、総務財政課に置く。

(通報の方法)

第 4 条 外部公益通報は、次のいずれかの方法により行うことができる。

- (1) 電子メール
- (2) 書面による郵送
- (3) その他村長が適当と認める方法

2 外部公益通報は、実名又は匿名のいずれによっても行うことができる。

3 外部公益通報を行う者は、可能な限り、通報対象事実の内容、発生時期、発生場所、関係する事業者又は関係者、証拠資料の有無その他必要な事項を明らかにするものとする。

(受付及び受理の判断)

第 5 条 外部窓口は、外部公益通報を受け付けたときは、その内容を確認し、当該通報が法に定める公益通報に該当するかどうか及び明日香村が処分又は勧告等をする権限を有するかどうかについて、必要な確認を行うものとする。

2 前項の確認に当たり、必要があると認めるときは、通報者に対し、追加の説明又は資料の提出を求めることができる。

3 村長は、前 2 項の確認結果を踏まえ、当該外部公益通報を受理するかどうかを判断するものとする。

(権限を有しない場合の教示)

第 6 条 村長は、外部公益通報の内容について、明日香村が当該事実に関する処分又は勧告等をする権限を有しないと認めるときは、通報者の連絡先が明らかである場合に限り、正当な権限を有する行政機関を、遅滞なく通報者に教示するものとする。

(調査の要否の判断)

第 7 条 村長は、第 5 条の規定による受理の判断をしたときは、当該外部公益通報について調査を行うかどうかを判断するものとする。

2 村長は、調査を行わないこととした場合において、通報者の連絡先が明らかであるときは、その旨を通報者に通知するよう努めるものとする。

(調査の実施及び是正措置)

第 8 条 村長は、調査を行うと判断したときは、関係部署と連携し、必要な範囲で事実確認等の調査を行うものとする。

2 調査の結果、法令違反等の事実が認められた場合は、速やかに是正措置及び再発防止策を講ずるものとする。

(通報者への通知)

第 9 条 村長は、外部公益通報を受理したときは、通報者の連絡先が明らかである場合に限り、遅滞なくその旨を通報者に通知するものとする。

2 村長は、前項の通報について調査を行う場合には、通報者の連絡先が明らかである場合に限り、その進捗状況又は調査結果について、必要に応じて通報者に通知するよう努めるものとする。

3 前項の通知は、関係者の秘密、信用、名誉、プライバシーその他の権利利益及び行政事務の適正な遂行に支障を及ぼさない範囲で行うものとする。

(通報者の保護)

第 10 条 村長は、外部公益通報を行ったことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けることのないよう、通報者を特定させる事項の取扱いに十分配慮するものとする。

2 村長は、外部公益通報を行ったことを理由として通報者に対する不利益な取扱いが行われた疑いがあると認めるときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(公正な処理の確保)

第 11 条 外部公益通報の処理に関与する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

2 村長は、前項の規定により必要があると認めるときは、当該通報事案の処理について、関係のない職員又は部署に担当させるものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 外部公益通報の処理に関与する職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 外部公益通報の処理に関与する職員は、通報者を特定させる事項を、必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。

3 外部公益通報の処理に関与する職員は、通報者の同意がある場合その他正当な理由がある場合を除き、通報者を特定させる事項を第三者に提供してはならない。

(記録の保存)

第 13 条 外部公益通報の処理に関する記録は、明日香村文書管理規程その他関係規程に基づき、適切に管理し、保存するものとする。

2 前項の記録の管理に当たっては、通報者を特定させる事項その他秘密に属する情報が漏えいすることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

第 14 条 村長は、外部公益通報の受付窓口、通報の方法その他外部公益通報の処理に関し必要な事項について、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する